

○名護市学校給食センター運営委員会規則

昭和55年3月18日

教委規則第2号

改正 平成19年12月5日教委規則第4号

平成21年12月2日教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、名護市学校給食センター設置条例(昭和47年5月23日条例第32号)第5条に規定する名護市学校給食センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、名護市学校給食センター(以下「給食センター」という。)の運営に関し、必要な事項を調査審議する。

2 監査委員は、教育委員会の委嘱により給食センターの業務を監査する。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校長
- (2) PTA会長
- (3) 学識経験者
- (4) 教育次長

3 監査委員は有識者のうちから3人を教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員及び監査委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和55年7月1日から適用する。
- 2 名護市学校給食センター運営委員会規則（昭和46年名護市教育委員会規則第1号）は廃止する。

附 則（平成19年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則（平成21年教委規則第10号）

この規則は、平成22年1月31日から施行する。